

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画 目次

第1章 災害に強いまちづくり	1
第1節 都市の防災機能の強化	1
第2節 建築物等の安全強化	6
第3節 風水害予防対策の推進	8
第4節 土砂災害予防対策の推進	13
第5節 危険物施設等災害予防対策の推進	16
第6節 雪害予防対策の推進	19
第7節 文化財の保護対策	20
第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	21
第2章 災害に備えた防災体制の確立	22
第1節 総合的防災体制の整備	22
第2節 情報収集伝達体制の整備	28
第3節 火災予防対策の推進	33
第4節 消防・救助・救急体制の整備	35
第5節 応急医療体制の整備	38
第6節 防疫体制の整備	42
第7節 緊急輸送体制の整備	43
第8節 避難収容体制の整備	45
第9節 二次災害防止体制の整備	57
第10節 緊急物資確保体制の整備	59
第11節 廃棄物処理体制の整備	63
第12節 火葬場等の確保	65
第13節 応急住宅等供給体制の整備	66
第14節 ライフライン確保体制の整備	68
第15節 交通確保体制の整備	72
第16節 防災営農対策の推進	73
第17節 罹災証明書発行体制等の整備	74
第3章 地域防災力の向上	75
第1節 防災意識の高揚	75
第2節 自主防災体制等の整備	81
第3節 消防団員による地域防災体制の充実強化	84
第4節 支援・受援体制の整備	86
第5節 要配慮者の安全確保対策	87
第6節 帰宅困難者支援体制の整備	93
第7節 ボランティア活動支援環境の整備	95
第8節 文教対策の推進	98
第9節 企業防災の促進	100
第10節 地区防災計画	102

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

実施担当	都市創造部、上下水道部、奈良県広域消防組合
計画方針	・市及び関係機関は、建築物の耐震化・不燃化、都市空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境並びに防災対策の整備を図り、被害を最小限に食い止められるよう、都市の防災化を推進する。 ・所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。 ・避難空間や応急仮設住宅の建設用地、災害廃棄物等の集積地等として利用が見込める空き地等について検討を行う。

1. 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場等の都市基盤施設の効果的整備に努め、防災空間を確保する。

(1) 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

また、貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとして利用可能な広場等についても整備を進める。

ア. 一時避難地となる住区基幹公園の整備

(ア) 近隣の地域住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備する。

(イ) 緊急避難の場所となる街区公園等を整備する。

イ. 広域避難地となる都市基幹公園の整備

広域的な避難の用に供する総合公園や香芝市スポーツ公園を整備する。

<資料編>

資料8-5 都市公園等の整備

(2) 道路・緑道の整備

- ア. 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路（狭あい道路）の拡幅等を行い、多重ネットワーク化に努める。
- イ. 要配慮者等の安全な避難を確保するため、一時避難地や広域避難地、避難所等に通じ、避難路となる道路・緑道のバリアフリー化を推進する。
- ウ. 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物の除去や沿道建築物の耐震化・不燃化に努める。
- エ. 延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。
- オ. 街路樹の倒伏（根返り、幹折れ）や枝折れ等による事故や被害発生の回避に向けて、危険性を事前に把握するための調査及び調査結果に基づく改善的処置等の対策を推進する。

2. 都市基盤施設の防災機能の強化

小・中学校をはじめとする公共施設や公園、道路、河川、ため池等の都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- ア. 避難地となる都市公園や小・中学校等における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、自家発電装置、放送設備及びヘリポート等）の設置
- イ. 河川やため池の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

3. 土地区画整理事業等の促進

本市は、住宅団地開発期における急激な人口増加により、根幹的都市施設等の整備が立ち遅れる結果となった。このことは、都市機能の低下及び都市環境の悪化をもたらし、また災害発生時における危険度増大という事態を深刻化させる要因となっている。

本市は、これらの事態に対処するため、土地区画整理事業の推進を図る。

さらに住宅密集地区では、老朽化した木造住宅の建て替えの促進及び都市基盤施設の整備を推進し、生活環境を改善することにより都市災害の防止を図る。

（1）各種規制・誘導

- ア. 商業地域・近隣商業地域に準防火地域の指定
- イ. 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- ウ. 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

（2）各種事業の推進

- ア. 土地区画整理事業
- イ. 駅前整備事業
- ウ. 公園事業

- エ. 街路事業
- オ. 道路事業
- カ. 河川整備事業

4. 土木構造物の耐震対策の推進

市が管理する土木構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

なお、民間の事業者等が管理する土木構造物についても、耐震対策の実施や被害軽減に向けた施策の実施等を促進するよう広報に努める。

(1) 基本的考え方

- ア. 施設構造物は、一般的な地震に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性及び施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- イ. 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせる等、総合的な都市防災システム系としての機能確保に努める。
- ウ. 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- エ. 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

(2) 道路施設

道路橋・横断歩道橋等の耐震対策を実施する。

緊急輸送道路の管理者は、耐震診断等に基づき補強計画を作成し、補強対策を実施する。

(3) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

5. ライフライン災害予防対策

各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

(1) 上水道

平常時から上水道施設を整備点検し、災害時でも出来る限り断水を防止して、円滑に給水できるように努める。

また、一時的に給水不可能になった場合においても、応急処置により給水が行えるよう、平常時から対策を講じておく。

ア. 安定水源の確保

本市上水道の水源は、県営水道から100%供給であり、災害時における水源の確保は県営水道に委ねている。

そのため、施設の耐震化や管路ループ化、県営水道の送水管から直接取水できる応急給水栓の設置など、被害を最小限に止められるように整備を図るよう、今後も県営水道に対して、さらなる協議・要請を行っていく。

イ. 上水道施設の耐震化

災害時には、まず基幹施設で水を確保することが重要であることから、配水池を基幹施設と位置づけて、耐震化計画に基づき耐震化を行っていく。

また、基幹施設間あるいは基幹施設と配水区を連絡する管路である基幹管路においては、災害時、まず基幹施設で確保した水を医療機関や指定避難所、公共施設などの重要施設や市民の皆様に届けることが必要となることから、耐震化計画に基づいて、重要施設に連絡する管路を順次、耐震化を行っていく。

ウ. 災害対策連絡管路の整備

災害時における近隣都市との災害対策連絡管の整備に努める。

エ. 応急対策の充実

応急給水・復旧体制の強化、応急給水用品の整備、飲料水貯水槽施設の設置を行っていく。

オ. 情報管理システム等の確保

マッピングシステムなどの情報管理システムを整備・拡充し、一連の災害対策を円滑に行うための情報通信システムの安定確保に努める。

(2) 下水道

災害発生時には、下水道が有する最低限の機能確保として、流下機能の確保、排水機能の確保及び緊急輸送道路の交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化に努める。

ア. 管路施設の新設・改築にあたっては、「香芝市下水道耐震設計指針」「下水道管路施設の耐震診断」等に基づき耐震化に努める。

イ. 管路施設の耐震化は、避難地などのトイレの使用を確保するため、一時避難地、広域避難地等の防災拠点施設からの排水を受ける管路の耐震化、緊急輸送道路及び河川・軌道の下に布設されている重要な管路の耐震化を重点的に実施していく。

ウ. 建設年度の古い管路より「香芝市公共下水道管路長寿命化計画全体構想」に基づき、簡易調査及び詳細調査を行い計画的に更新・改築（耐震化）を実施していく。また、調査結果のデータベース化を図る。

エ. 災害時に避難者のトイレ使用を確保するため、指定緊急避難場所・指定避難所にマンホールトイレシステムの整備を行う。

オ. 災害時において、職員のみでは十分な対応ができない場合を想定し、下水道施設の調査・応急措置等の災害支援対策として、各種団体との協定締結及び管理図書のバックアップ体制を設ける。

6. 林野火災等の予防対策の推進

林野火災の拡大を防止し、人家被害や森林資源の焼失等の軽減を図る。

また、災害による倒木の発生を抑止するため、森林の適正な管理等について、所有者・管理者への指導に努める。

(1) 防火帯の構築

本市と王寺町、葛城市及び大阪府との間に防火帯を構築し、火災の延焼を防止する。

(2) 林道の構築及び整備

林道は防災上特に重要と考え、その維持補修に努める。

(3) 山林位置表示杭の設置

林野火災等の発生時における災害位置確認のため、奈良県広域消防組合香芝消防署は、関係機関と協力して、林道に表示杭を設置する。

第2節 建築物等の安全強化

実施担当	都市創造部、関係各部各課、奈良県広域消防組合
計画方針	・市及び関係機関は、所管施設について、各種災害による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校、消防署等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。 ・民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震構造・耐火構造の普及に努める。 ・適切な管理のなされていない空き家等に対しては、所有者等の把握、法に基づく助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の措置の実施に努める。

1. 建築物等の耐震対策

市、県及び関係機関は、地震による建築物の被害を最小限にとどめるため、昭和56年の「建築基準法」の改正（新耐震基準）以前に設計・施工された建築物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の趣旨を踏まえ、耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

また、防災上の重要度に応じて、新耐震基準が適用された後に設計・施工された建築物についても耐震性能の向上（非構造部材を含めた耐震対策を含む。）を図るとともに、建築物の新築に際しても十分な耐震対策を実施するよう努める。

（1）公共建築物の耐震性能の向上

民間建築物の模範となるよう、同法及び防災性能の向上という観点から、率先して市有建築物の耐震診断を行うとともに、診断の結果に基づき耐震改修の実施を計画的に進める。

特に、災害時に重要な機能を果たすべき建築物や多くの人が利用する建築物について、重点的に耐震診断及び耐震改修の実施に努め、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。

また、老朽化した市有建築物については、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペースや防火水槽等の一体的整備に努め、防災性能の向上を図る。

(2) 民間建築物の耐震性能の向上

建築物の重要度を考慮し、不特定多数の人が利用する建築物や災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に対し、同法及び防災性能の向上という観点から、耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行う。

また、木造住宅が密集する地区等の災害上の問題を抱えている地区の建築物の所有者に対して、耐震診断や必要な耐震改修、建て替え等に努めるよう指導・助言し、防災性能の向上を促進する。

(3) 関連施策の推進

災害時の避難路や救援路の確保のため、建築物の外壁や看板等の落下物対策及びブロック塀や道路に面した自動販売機の転倒防止等の安全対策を推進する。

施設管理者は、建築物における天井材など非構造部材の脱落防止、家具等の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び階段移動が困難な者の移動手段の検討等に努める。また、上記のようなハード面での対策とともに、特に木造住宅が密集する地区における避難情報の判断や避難の際の留意事項等の周知徹底などソフト面での対策にも努める。

このほか、博物館等で貴重な資料等を収蔵する施設においては、災害で被災しないよう保護対策の強化に努める。

2. その他施設の指導等

(1) ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

また、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、その撤去等に要する費用の一部を補助する事業を実施する。

(2) 落下物等対策

地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下の危険があるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

(3) 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、市民に対しパンフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第3節 風水害予防対策の推進

実施担当	市民環境部、都市創造部
------	-------------

計画方針	・大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。氾濫の原因は流域の豪雨と大和川の水はけの悪さであるが、その要因としては、宅地開発に伴い上流の奈良県側では流量が増大している反面、下流の大阪側は河川改修が進んでいないことが大きく影響している。 ・奈良県側の上流部に比べて川幅も狭く、川床も浅い亀の瀬地区で水がせき止められた形になり、奈良県側の水位が増大する。このため、支流から本流への流入を阻むことになり、大和川はもちろん、葛下川等支流の氾濫を引き起こすことになる。 ・市では、昭和57年の豪雨により、葛下川をはじめとする河川の増水により家屋の浸水等多数の地域住民が被害にあった。市は、大雨・台風時における破堤等による河川・ため池における洪水等の災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策の実施を推進する。 ・昭和58年から5箇年にわたって大和川激甚災害対策特別緊急事業が実施されて河川改修も行われた。
------	--

1. 本市の水害危険性

葛下川において、別所地内の近鉄大阪線との交差する付近において溢水により浸水被害が頻発している。

市域の雨水は尼寺川、平野川、竹田川等により葛下川に排水されるが、都市化による地表面上の変化（アスファルト化）のため、洪水到達時間の短縮、流域からの雨水流入量の増大により葛下川の水位が上昇する。

これら河川は葛下川の排水性が低下すると水位上昇や河川の逆流が生じ水害が起こりやすくなる。また、市街地に降った雨が雨水処理能力を超える、あるいは河川の水位が上昇することで排水できないことにより水が溢れることで発生する内水氾濫も起こりやすくなる。

市は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「大和川上流部流域治水部会」を活用し、国、県、市、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。

(1) 大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」

- ア. 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- イ. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- ウ. 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- エ. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(2) 大和川上流部流域治水部会

- ア. 集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。
- イ. 流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実を図る。

2. 河川の改修

(1) 国土交通省・県管理の河川

降雨等により水害をもたらすおそれのある市域の河川及び大和川水系の総合的な治水対策を国及び県に要望する。

- ア. 葛下川治水対策事業
- イ. 熊谷川治水対策事業

(2) 市管理の河川・水路の治水対策

降雨等により水害をもたらすおそれのある市域の河川・水路については、市において改修中であり、その改修も年次的に雨水計画等により整備していく。

(3) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

葛下川（水位周知河川）及び県が指定したその他の中小河川における洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所・指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及び洪水浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地を、ハザードマップ等により市民に周知する。

情報伝達の方法等は、以下のとおりである。

ア. 洪水予報等の伝達方法

(ア) テレビ、ラジオ、インターネットの気象情報

(イ) 市の広報車などからの情報

(ウ) 消防、警察、自治会からの情報

イ. 指定緊急避難場所・指定避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(ア) 浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて選定した洪水時の指定緊急避難場所・指定避難所について周知を図る。

(イ) 避難経路については、基本的には地域住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が完了するよう避難情報を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については、県が示す指針に基づく要配慮者支援プランを作成する。

ウ. 洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）または要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及び当該施設への洪水予報等の伝達方法。

エ. 上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

オ. 上記ウにより市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告しなければならない。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

カ. 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者または管理者に対し、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(4) 市民への周知

洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水・土砂災害ハザードマップ等の公表・配布、ホームページ掲載等により市民に周知するとともに、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難などについて、避難すべき区域や伝達方法を平常時から市民

への周知徹底に努める。

また、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

3. 農地防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき県が指定した防災重点農業用ため池については、安全性に関する調査及び必要に応じて改良工事を実施するとともに、監視体制の強化に努める。

(1) 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

また、平常時から水利施設の維持管理に関する啓発に努める。

(2) 老朽ため池

市は、主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池の管理者に対し、その対策について指導するとともに、特に、危険なため池について改修補強等整備計画・実施を管理者と協議の上行う。

ため池管理者は、ため池施設の損傷等による周辺への被害の抑制を図るため、ため池の水位や水の流れの管理等に努める。

(3) ため池水防資機材

ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて、所要の資機材を整備する。

4. 排水設備の整備

公共下水道の排水区域内において、浸水被害が課題となっている地域を重点に、計画的に整備を進める。

また、台風などの大雨によって下水道や雨水排水施設等で排除しきれなくなり浸水が発生した場合を想定した内水ハザードマップを作成し、市民等への周知に努める。

5. 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

水防法等の一部を改正する法律の施行（平成29年6月）に基づき、洪水浸水想定区域内

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり 第3節 風水害予防対策の推進

及び土砂災害警戒区域内等に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

第4節 土砂災害予防対策の推進

実施担当	危機管理課、健康福祉部、子ども家庭部、都市創造部、教育部
計画方針	・本市では、昭和 57 年の豪雨により、崖崩れ等の土砂災害が数箇所が発生した。 ・市及び関係機関は、土砂災害を防止するため、危険箇所について防災体制の整備及び自主防災組織の育成等の予防対策を講じ、当該区域の地域住民の安全確保に努める。

1. 急傾斜地対策

市域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊危険のある自然斜面並びに人工斜面の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

2. 地すべり対策

市域の地すべりによる災害を防止するため、現に地すべり運動が発生している地域ないしは地すべり運動が起こるおそれのある地域の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

3. 土石流対策

市域の土石流による災害を防止するため、溪流の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、かつ砂防指定地との関連も考慮して、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

4. 山地災害対策

市域の山地災害を防止するため、山腹の地形、土質、植生等の特性からその危険性の現況を把握し、緊急性の高いところから順次必要な防止対策を実施するよう県に要請する。

5. 宅地造成工事対策

県は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれの著しい市街地または市街地になろうとする土地の区域を宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域としての指定を行い、崖崩れや土砂の流出等を防止する。

6. 大規模盛土造成地対策

市は、災害時の宅地の安全性を確保するため、令和4年度に第1次スクリーニングにより抽出された大規模盛土造成地（45箇所）を対象に、県と連携して変動予測調査（現地踏査、優先度評価）を実施し、「香芝市大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画」を作成した。

当該調査で危険が確認された盛土はないが、今後確認された場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

7. 警戒避難体制等の整備

（1）警戒避難体制の整備

市は、土砂災害防止法に基づき、関係住民が安全で円滑な避難が行えるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項は以下に示すとおりであり、地域住民に周知徹底する。

ア. 警戒避難体制の確立

（ア）情報収集及び伝達体制の整備

（イ）土砂災害警戒区域等の周知

（ウ）避難情報の発令基準の設定

（エ）避難単位（自治会など避難を呼びかける地域的なまとまり）の設定

（オ）指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の設定

（カ）要配慮者支援体制の整備

（キ）防災意識の向上

イ. 土砂災害警戒区域に係る地域における対応

（ア）土砂災害警戒区域ごとの指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の周知徹底

（イ）土砂災害事例を踏まえた避難訓練の実施

（ウ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地

（エ）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（高齢者施設や福祉施設、学校、医療施設等）との警戒情報等の伝達体制の整備

（オ）上記（ウ）により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を国土交通省令で定めるところにより作成し、これを市長に報告しなければならない。また、要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

(カ)市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者または管理者に対し、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ.危険箇所の周知徹底

土砂災害に係る危険箇所について、警戒避難計画の作成や、必要に応じて地区別の防災に関する総合的な資料を作成するとともに、危険箇所において看板等を設置し、また、洪水・土砂災害ハザードマップや広報紙等により、地域住民に周知徹底する。

エ.自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法第5条第2項に基づき、関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

(2)危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期及び台風期の前に定期的に市内の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施して当該危険箇所についての状況を的確に把握する。

(3)情報収集及び伝達体制の整備

市は、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線等の通信機器の整備を進める。

また、危険箇所周辺の要配慮者関連施設へ配慮するとともに、乳幼児、高齢者、障がい者等の自主避難が困難な者がいることにも留意する。

(4)防災知識の普及

市は、関係住民に対して平常時から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、市民への広報に努める。

8.要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

水防法等の一部を改正する法律の施行（平成29年6月）に基づき、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

第5節 危険物施設等災害予防対策の推進

実施担当	市民環境部、奈良県広域消防組合
計画方針	・各種危険物の取扱施設における災害の発生及び被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防隊の育成と防災思想の普及を図る。 ・特に、地震発生時の被害拡大及び二次災害の防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導、教育に努める。

1. 危険物施設対策（消防法第2条第7項の危険物）

(1) 保安教育の実施

危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し、講習会並びに研修会等の保安教育を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理についての指導の強化
- ウ. 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者等に対する災害時にとるべき措置の指導の強化
- エ. 施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

(3) 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査

移動タンク貯蔵所等の常置場所に対し、消防職員の立入検査及び危険物運搬車両等の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

(4) 施設管理者の防災対策

隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など、地域内での協力体制の形成を促進し、事業所の消防力向上を図る。

また、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、安全性・耐震性の強化に努める。

(5) 自衛消防隊の組織強化

自衛消防隊の組織強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

(6) 消防資機材の整備

- ア. 危険物火災の消火活動に必要な化学消防車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。
- イ. 危険物災害の拡大防止を図るため、危険物取扱事業所に必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

(7) 防火研修会等の実施

市内の事業所相互の連絡協調を図り、火災予防知識の普及を目的として防火研修会等を実施して事業所の火災予防に関する意識を促すとともに、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守の徹底を図る。

2. その他の危険物施設対策

前項1以外の危険物については、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物及び放射性物質があげられるが、それぞれ、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、医療法（昭和23年法律第205号）等の適用を受けるほか、県が主体となって指導を行うものであるが、今後、市域にこれらの取扱い施設等が設置される場合は、事業所の自主保安体制の強化等、関係機関と協力して安全化に努める。

3. 放射性物質事故災害予防対策

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生、及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

4. アスベスト(石綿)飛散防止対策

- ア. 建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
- イ. 著しく飛散性が高い吹付け石綿(レベルⅠ)の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ. 飛散性が高い吹付け石綿(レベルⅠ)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト「アスベスト台帳(※)」による対象建築物の県との情報共有、及び連携体制を構築する。
- エ. 災害ボランティア、復興従事者及び地域住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など、必要な知識の普及啓発に努める。

(※) アスベスト台帳

飛散性が高い吹付け石綿(レベルⅠ)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第6節 雪害予防対策の推進

実施担当	都市創造部
------	-------

計画方針	・雪害の予防については、交通の確保を図ることによりその効果を期し、産業・経済の停滞を防ぎ、市民生活の安定に寄与するものとするが、経済効果の著しい主要国、県、市道の交通確保を優先し、豪雪等に伴う被害を軽減するための措置をとる。
------	--

1. 方針

市内の冬期道路交通を確保するために、降雪前期に関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り除雪体制の整備に努める。

2. 実施機関

一般国道	直轄区間は国土交通省、その他は県
主要地方道及び一般県道	県 ただし市街地については市が協力
一般市道	市

3. 除雪機械の確保

豪雪時には、機械力を必要とするため、積雪の深度に対応した除雪機械を確保する。
また、必要により建設業者等を動員する。

第7節 文化財の保護対策

実施担当	教育部
計画方針	・市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、各種災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

ア. 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発

(ア) 文化財保護強調週間、保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

(イ) 防災訓練・講習会の実施

イ. 所有者等に対する防災意識・対策の徹底

ウ. 予防体制の確立

(ア) 初期消火と自衛組織の確立

(イ) 関係機関との連携

(ウ) 地域住民との連携

エ. 消防用設備の整備、保存施設等の充実

(ア) 消防用設備、避雷設備などの防災設備等の設置促進

(イ) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震・耐火構造化の促進

オ. 樹木の倒伏（根返り、幹折れ）や枝折れ等の危険性を事前に把握するための調査及び改善的処置の実施

カ. 奈良県文化財防火対策推進条例施行に伴い、香芝消防署と「文化財の防火安全対策に関する覚書」の締結

第8節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施担当	関係各部各課
計画方針	・地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、奈良県地震防災緊急事業五箇年計画（第六次計画）に基づく次の事業を推進する。

1. 計画期間

令和3年度～令和7年度

2. 対象事業

市の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

- ア. 広域避難地
- イ. 橋りょう耐震補強
- ウ. 備蓄倉庫

第2章 災害に備えた防災体制の確立

第1節 総合的防災体制の整備

実施担当	関係各部各課、奈良県広域消防組合
------	------------------

計画方針	・市及び関係機関は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、その設置場所や手順をあらかじめ定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定め、それぞれの責務を的確に遂行するために必要な活動体制を整備する。 ・平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、執務環境の安全化に向けて事務機器や什器等の転落・転倒防止対策を実施する。また、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施等を通じて、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。 ・職員の参集状況や実際の被害状況に応じた人員配分、人員不足時の外部への応援要請の方策等について検討する。
------	---

1. 中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図る。

また、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、ICT環境の復旧・維持体制、職員の配備体制、勤務時間外におけるテレワーク体制を含めた参集体制及び業務別災害対応マニュアルの整備を図る。なお、各職員は、速やかに災害応急活動体制等に移行できるよう、あらかじめ家族の安否確認方法や家族に要配慮者がいる場合の関係者等との引き渡し方法などについて確認する。

さらに、応急対策活動が長期間に渡る場合を想定し、職員の健康管理等に資するため、宿泊場所や生活必需品の確保に努めるとともに、職員自らの備蓄等による資源確保等による活動環境の強化を図る。

2. 防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

(1) 防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部となる市役所の防災機能の向上を図るとともに、大規模災害時においても通信システム、上下水道等ライフラインの応急確保ができるシステム構築に努める。

また、中・長期の停電に対応できるよう自家発電設備の稼動持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を図る。

さらに、防災中枢施設については、各施設の面積や電源の数、動線等を考慮し、災害時に速やかに応急対策が実施できる体制を整備しておく。

(2) 代替施設の確保

市役所が被災することにより災害対策本部の運営に支障をきたさないように、ふたかみ文化センター等の公共施設を代替施設として位置づける。

なお、代替施設は、本部機能の役割を果たす必要があるため、通信環境等の充実整備を図るものとする。

(3) 現地対策本部施設の確保

市内の特定地域で大規模な災害が発生した場合に、災害発生箇所の近くで緊急対応ができる災害対策本部を設置できるよう、各地域において公共施設や公園等の整備に努めるとともに、地域の集会施設や民間の空地等を活用できるよう協力体制を確保する。

(4) 災害対策本部用品の備蓄

市の災害対策本部用として、防災中枢機能を確保できる物品等を備蓄する。

特に、PC等の電子機器やコピー機、発電機等の電力機器の確保等、災害対策上重要となる用品の備蓄に努めるとともに、代替施設においても必要最小限の用品備蓄に努める。

3. 防災拠点の整備

大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に市内に整備する。

香芝健民運動場等の公共施設を市域への応援部隊の受入れ及び活動拠点の候補地として位置づけ、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

4. 装備資機材等の備蓄

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄、点検及び技術者等の把握

ヘルメット・ライト・ライフジャケット・メガホン・警笛・合羽・軍手・安全靴など市職員等の安全につながる装備・資機材等の充実、点検に努めるとともに、関係団体との連携により資機材、技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図・構造図等の復旧に必要な各種データを整備して保管する。

特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

また、ベンダーサーバーの破損による、特的個人情報を含む職員データが消失する可能性があることから、バックアップシステムの構築に努めるものとする。

5. 防災訓練の実施

地域防災計画や水防計画等の習熟、連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図ることを目的として、組織動員、避難、通信等の総合的訓練及び大規模地震、並びに水防、危険物、市街地大火災等の災害別防災訓練を実施する。

また、市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の体制づくりを図るため、地域住民等が主体となった訓練の実施を支援する。

6. 人材の育成

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、市職員に対し様々な機会を通じて防災教育を実施する。

また、市職員が所持する免許や技能等について確認し、災害時において活用が可能な者を把握しておくとともに、可能であればスキルアップを促進するよう努める。

なお、災害時職員初動マニュアルについては、全職員が常時携帯を行えるよう、電子データ化等を行う。

(1) 教育の方法

ア. 講習会、研修会等の実施

イ. 見学、現地調査等の実施

ウ. 防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

ア. 市地域防災計画等及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ. 非常参集の方法

- ウ. 気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- エ. 過去の主な災害・被害事例
- オ. 防災知識と技術
- カ. 防災関係法令
- キ. その他必要な事項

7. 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

8. 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

9. 県との連携強化

県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を進める。

10. 広域応援体制の整備

平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。なお、市から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理等を徹底する。

国内で発生した大規模災害時における救助活動・消防活動等をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

また、近隣での同時被災を考慮し、比較的離れた市町村との広域的な相互応援協定の締結等を検討する。

なお、他の自治体等からの支援部隊の受け入れ場所の選定や、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定める（受援計画）とともに、円滑な受け入れ・受援のために、平常時から相互交流を深めておく。

11. 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

市は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、市は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

12. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から県及び近隣市町村との連絡体制の強化や派遣の依頼手続の明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

13. 企業や事業所等との災害時応援体制の整備

災害時における企業や事業所、団体等との多種多様な協力体制を整備するとともに、災害時における地域貢献が可能な分野での自主的な協力体制を構築するよう求める。

特に、支援物資の荷捌き、管理や輸送等については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制の構築に努める。

また、応急復旧に必要な資材や緊急対応ができる事業者の確保、復旧場所の優先順位の検討等に努める。

14. 複合災害防止体制の整備

市は、複合災害（同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）による被害の深刻化を防ぐため、複合災害に対する備えの充実を図る。

ア. 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

イ. 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員することで後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

ウ. 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直

しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

15. 災害活動用緊急ヘリポート及びドクターヘリポートの整備

災害時の救助・救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリポートの面積、周囲の障害物等を考慮して、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中からヘリコプターの離発着が可能な場所を選定し、緊急時の開設に備えて必要な準備を進める。

なお、災害活動用緊急ヘリポートの選定に当たっては、各中学校区で1箇所を選定することを基本とし、災害の状況に応じて必要となるヘリポートを開設する。この内、ドクターヘリポートについては、各中学校運動場及び郡ヶ池近隣公園とし、緊急時の開設に備えて必要な準備を進める。

また、広域避難地として位置づける香芝市スポーツ公園の整備にあわせて、災害活動用緊急ヘリポートの整備が可能な広場を設ける。

<資料編>

資料4-4 ヘリコプター臨時離発着場及びドクターヘリ臨時離発着場

第2節 情報収集伝達体制の整備

実施担当	関係各部各課、奈良県広域消防組合
計画方針	・市及び関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から通信設備等の整備拡充等、情報収集伝達体制の確立に努める。 ・災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の伝達体制の整備を図る。なお、市職員は、気象警報に係る情報を受け取るアラートメール等の登録に努める。 ・携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図る。

1. 情報通信施設の整備

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを市民や関係機関に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ、多様な情報通信施設を整備、確保する。

また、災害発生時に情報通信施設が十分機能し活用できるよう、施設設備の耐震化対策及び非常用電源の確保等の停電対策を実施する。

さらに、不測の事態を考慮して無線通信機や業務用携帯電話の確保を図るほか、庁舎の通信設備が使えない場合を想定し、職員個人の携帯電話の公務使用も視野に入れ、モバイルバッテリー等の確保に努めるものとする。

(1) 無線通信設備の整備

緊急時の応急活動に係る情報通信の重要性に鑑み、通信設備の整備及び運用体制の強化を図る。

ア. デジタル式防災行政無線（移動系・同報系）の整備

イ. 消防救急デジタル無線の整備

ウ. 指定一般避難所、指定福祉避難所との連絡体制の整備

エ. 自治会等との連絡体制の整備

(2) 衛星携帯電話の整備

無線基地局の破損や停電等による通信途絶に備え、衛星携帯電話の整備を図る。

(3) 全国瞬時警報システム等の整備

市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の整備により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築している。

(4) 県防災情報システムの活用

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能となっている。

市は、災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することにより、Lアラート等を通じて、これらの情報を市民へ速やかに周知する。

2. 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段（通信の多重化等）やHP用バックアップサーバの確保、LTE通信網の冗長化・アクセス過多への負荷対応等を図るとともに、ICT環境の復旧に必要な知識を持った職員の確保や職員の情報分析力の向上を図る等、情報収集伝達体制の強化に努める。

なお、情報の収集内容や記録方法の均一化を図るため、様式を整備する。

また、現場で職員が取得した情報を、すぐに全体で共有できるようなICT環境の構築、防水仕様のカメラやタブレット等の整備、職員全員に情報を発信、収集できる専用の緊急時連絡ツールの導入を検討する。

さらに、各地域との連絡要員として職員を派遣し、自主防災組織の状況の把握及び支援を行う体制整備を検討する。

このほか、災害時の混乱が想定される多数の者が利用する施設、子ども利用が多い施設については、連絡手段の充実強化に努める。

3. 災害広報体制の整備

(1) 市民への情報提供体制

報道機関を通じた情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による情報提供を検討する。

また、指定緊急避難場所・指定避難所となる学校等との通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細やかな広報手段の確保に努める。

なお、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報入手が困難な被災者等（※）に対しても確実に情報伝達できる体制、設備・機器の設置、緊急通報の仕組み等の整備に努める。また、防災訓練等を通じて地域における助け合い等共助の醸成のほか、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、市民への普及啓発活動に努める。

(※) 情報入手が困難な被災者等

要配慮者、孤立化のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など。

(2) 市民への広報手段の周知

ア. 災害時は、テレビ、ラジオ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。

イ. あらかじめ、市役所、消防署、駅、指定避難所及び市の掲示板等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報等の広報手段を定めておく。

(3) 災害時の広聴体制

市民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、SNS等の広聴体制の整備に努める。

また、市民からの問い合わせや情報提供等の過多による電話回線のパンクへの対策、災害管理システムの整備・ICT化等に努める。

(4) 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者もしくはあらかじめ指名する職員から災害広報・広聴責任者を選任する。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

ア. 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理

イ. 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

ウ. 広報文案の事前準備

(ア) 地震の震源・規模・その後の地震活動・気象・水位等の状況

(イ) 市民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

(ウ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ

(エ) 要配慮者への支援呼びかけ

(オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

(5) 多様な通信手段の活用

携帯電話・スマートフォン、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信をはじめ、公共安全LTE(PS-LTE)(※)、業務用移動通信、アマチュア無線等、多様な通信手段の活用体制の整備に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(※) 公共安全LTE(PS-LTE)

災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システムで、携帯電話(LTE)技術を活用し、音声だけでなく、画像や映像等の送受も可能である。

4. 緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

(1) 伝達体制及び通信設備等の充実

緊急地震速報を迅速に伝達するため、その伝達体制及び通信設備等の整備充実を図る。

(2) 緊急地震速報の習熟

職員及び市民に対し、緊急地震速報に関する知識の習熟を図る。

(3) 普及啓発等

緊急地震速報は、その特性や限界を理解した上で利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。

よって、市は、緊急地震速報を受けたときの市民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

5. 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

ア. 災害発生後、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム(※)(総務省)」を活用し、所在地を把握する。

イ. 市外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

ウ. 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

エ. 県と連携の上、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の手続等について整理しておくよう努める。

オ. 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を整備する。

カ. 各種の税や保険料及び福祉にかかる免除について、各種支援情報を円滑に広報できるシステムの構築に努める。

キ. 応急教育に必要な教科書及び学用品の給付や県立高等学校に関する授業料の減免など、教育関係で想定される事項の事前整理・把握により、速やかに市民に広報する体制を整備する。

ク. 医療救護等にかかる費用請求や保険等の適用に関する情報を整理し、速やかに市民に広報する体制を整備する。

(※) 全国避難者情報システム

避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の都道府県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の都道府県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム

第3節 火災予防対策の推進

実施担当	危機管理課、市民環境部、奈良県広域消防組合、消防団
計画方針	・市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う市街地大火と林野火災等に対し延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防災管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取り扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

1. 建築物等の火災予防

防火対象物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

(1) 火災予防査察の強化

市内の防火対象物について消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の解消について、改善指導する。

- ア. 防火対象物に対する査察
- イ. 一般建築物に対する査察
- ウ. その他の査察（特別査察、臨時査察）

(2) 防火管理者制度の推進

防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法に基づく防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(3) 防火基準適合表示制度の推進

対象施設関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取り組みを推進する。

(4) 建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の人の用に供する建築物等について、耐火構造または耐火簡易構造にする等建築物の不燃化・耐火化の指導を行う。

(5) 市民、事業所に対する指導

市民、事業者に対して、消火器の使用方法、災害発生時の火気器具の取り扱い等の指導を行う。

2. 林野火災予防

林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

(1) 監視体制等の強化

- ア. 火災警報の発令、周知徹底
- イ. 森林法に基づく火入れの許可
- ウ. 一定区域内のたき火、喫煙等の制限
- エ. 入山者等への火気使用の規制

(2) 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のため、防御資機材の整備と備蓄を推進する。

第4節 消防・救助・救急体制の整備

実施担当	危機管理課、上下水道部、奈良県広域消防組合、消防団
計画方針	・市は、大規模火災等の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の充実に努める。

1. 奈良県広域消防組合中長期ビジョンの促進

市の実態に即して具体的かつ効率的に消防力の強化が図られるよう、奈良県広域消防組合が定める奈良県広域消防組合中長期ビジョンに基づく整備充実に促進する。

2. 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき消防本部を配置し、消防車両等の消防施設整備、情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図る等、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

「消防水利の整備指針」（昭和39年12月20日消防庁告示第7号）に基づき、消火栓、防火水槽を配置する。

また、河川、ため池等の自然水利の確保、遠距離大量送水システムの整備等、消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 自衛消防組織の充実

奈良県広域消防組合は、一定規模を有する事業所において設置が義務付けられている自衛消防組織（消防法第8条の2の5）のほか、設置が義務付けられていない事業所に対しても、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

(5) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

ア. 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。

また、消防団協力事業所表示制度の活用など、被雇用者団員の活動環境の整備、処遇の改善、機能別分団員（大規模災害や予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保などによる組織の強化に努める。

イ. 消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ等の消防資機材の充実強化を図る。

ウ. 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を作成し教育訓練を実施する。

3. 防火思想の普及

ア. 一般家庭に対して、災害発生時の火気器具の取扱い及び消火器の使用方法等についての指導を行う。

イ. 震災時に多発することが予想される出火を防止するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。

ウ. 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士または自治会、自主防災組織、婦人団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等を行う。

エ. 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより、火災または水災の多発時期及び火災予防運動週間等に広報活動を実施する。

オ. 家庭内における火災予防の徹底を図るため、自主防災組織の結成を促進し、初期消火訓練、防火講習会及び防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。

カ. 保育所、幼稚園等における防火教育を促進し、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な防火組織への協力など予防的成果を期待した啓発を推進する。

4. 救助・救急体制の充実

救助・救急の充実を図るため、救助隊員・救急隊員の知識の高度化、救急車両の整備拡充、資機材の充実強化及び市民への啓発に努める。

ア. 救急救命士の育成に努める。

イ. 災害時に救急隊員が負傷者のトリアージ(※)を適切に行えるよう研修の実施に努める。

- ウ.救命・救急機能を強化した救急車両の整備拡充を図る。
- エ.救助工作車や救助用資機材、高度救助用資機材の整備拡充を図る。
- オ.救命講習会等を開催し、市民の応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- カ.市民による救助活動が行えるよう、指定緊急避難場所・指定避難所等に必要な資機材の整備を促進する。

(※)トリアージ

震災などの大規模災害による災害現場、医療救護所等における傷病者の重傷度、緊急度等进行分析し、医療機関や搬送の優先順位を決めることであり、医師、保健師、看護師、救急隊員が実施主体となる。

5. 防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

6. 広域消防応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、消防機関相互の応援協定の締結に努めるほか、受け入れ体制の整備に努める。

市及び奈良県広域消防組合では、以下の協定を締結している。

- ア.奈良県消防広域相互応援協定
- イ.阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定
- ウ.西名阪自動車道消防相互応援協定

第5節 応急医療体制の整備

実施担当	健康福祉部、教育部、奈良県広域消防組合
計画方針	・災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する医療救護、健康相談、心のケアなど、様々な医療の提供ができる体制を確保しておく必要がある。 ・市は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。また、地域に潜在化する資格保持者の募集（リスト化）と災害時の活動体制を確立しておく。

1. 現地医療体制の整備

市は、医療関係機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療活動チームや救護所の設置、トリアージタグやパーティション等一定程度必要となる資機材の確保等、災害時の医療体制の整備を図るとともに、消防、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備し、連携内容（連絡手段・人員確保・記録や報告の様式・被害状況に関する情報収集等）の確認に努める。

また、救護所（応急救護所及び医療救護所（※））では、被災者のトリアージ（治療の優先順位の決定）や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行う。

さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

（※）応急救護所：災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所

医療救護所：災害発生直後から中長期にわたって指定避難所等に併設される救護所

（1）災害医療情報の収集伝達体制（医療情報システム）の整備

現行の救急医療情報システムを活用するとともに、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

また、災害時の医療関係機関の機能を維持し、医療情報システム等の稼働の送受信に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 医師会等との協力体制の確立

一時に多数の傷病者が発生した場合や、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、香芝市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

(3) 医療救護班等の整備

香芝市医師会等の協力を得て、医療救護班等の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等についてあらかじめ計画する。

なお、医療救護班の構成は、医師2名、保健師または看護師2名、補助員2名の計6名を標準として1班を構成し、必要に応じて薬剤師等を加える。

また、歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名、補助員1名、計4名を標準として1班を構成する。

(4) 医療救護所の設置

災害発生直後から、主に軽傷病者に対する医療や被災住民等の健康管理が行えるよう、保健センターや指定一般避難所となる4校の市立中学校医務室等を救護所設置予定場所とする。

また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

なお、救護所設置予定場所は、事前にスペースの確保や運営方法の検討（連絡手段、医師会との調整・人員確保、ベッド等の確保、記録や報告の様式など）をマニュアル等により行っておく。

2. 後方医療体制の整備

(1) 協力病院の拡充

県指定の地域災害拠点病院である大和高田市立病院（中和保健医療圏）（災害派遣医療チーム（DMAT）を2体制整備）を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、県や関係機関と連携して、協力病院の拡充に努める。

(2) 後方医療体制

救護所等で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、被災を免れた全ての医療機関で後方医療活動を実施する。

なお、災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先する。

また、市は、医療機関と連携・協力して、施設内電源の確保、ドクターヘリ等と連携した重症者の搬送に関する具体的な方法等を確認しておく。

3. 医薬品等の確保供給体制の整備

医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資機材及び医薬品等の調達ルートを確立する等、確保供給体制を整備する。

また、医療用資機材や医薬品等の数量については、災害規模に応じて必要とする品目や数量が異なることをふまえ、事前に想定しておく。

さらに、医療活動に合わせて発生する医療廃棄物については、適切な分別を行うとともに、医療廃棄物の安全管理等の実施体制の整備、関係業者との協力体制の確立を図る。

(1) 医療用資機材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療資機材等については、備蓄を推進する。

また、香芝市医師会や関連業者との協力によって医療用資機材の調達体制の整備を図る。

(2) 医薬品等の確保供給体制の整備

保健センターを中心に、災害発生後3日間において必要とする医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から香芝市薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するため、県との連携を図り、調達体制の整備及び備蓄のあり方についての検討を進める。

4. 広域搬送拠点

市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、ドクターヘリの離発着が可能な広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構などの広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（治療の優先順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

5. 災害医療に関する普及啓発

市及び医療機関は、市民に対する救急蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、心のケア等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

また、市は、医療機関に対して、医療用設備の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化するよう啓発に努める。

6. 応援要請の体制整備

(1) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害の急性期(概ね48時間以内)に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)の応援要請を行うことにより、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待される。

市は、災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

(2) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の応援要請を行うことにより、被災者の精神的ケアに努めることが必要である。

市は、災害時に応援要請した場合、県の指導のもと、災害派遣精神医療チームに必要な協力・支援をするための協力体制を整備する。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)

県が保健所を通じて行う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援について、県との情報共有に努める。

また、県は、県薬剤師会との協定締結により、医療救護班として薬剤師班及びモバイルファーマシーを派遣、さらに、県歯科医師会との協定締結により、災害時の歯科口腔保健にかかる医療救護班を派遣することができることを踏まえ、市は、災害時における協力体制を整備する。

(4) 受入体制の整備

市は、前項に挙げた各チームやその他外部からの応援を要請した際は、各チーム等が円滑に活動できるよう受入体制を整備しておく必要がある。

このため、災害時に設置する医療救護所(保健センター、各中学校)を統括する機能を保健センターに設置し、必要とする専門職等の人員配置体制の確保等について、関係機関等と協議・調整を行っておくものとする。

7. 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の患者に対する救護支援体制を確立するため、医療機関及び各専門医会等関係機関と協力して、救護支援計画の策定に努める。

第6節 防疫体制の整備

実施担当	危機管理課、健康福祉部、子ども家庭部、教育部
計画方針	・市は、災害時に必要な資機材等の確保・供給、関係機関の協力体制の整備及び保健衛生等の普及・啓発を図る。 ・事前に県や中和保健所と連携し、防疫活動の対象や範囲、使用薬剤、方法等を想定しておく。

1. 防疫班の編成

災害の被災地域や指定避難所等は、衛生条件の悪化や感染症等の疾病の発生が予想されるため、中和保健所と連携し、防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

防疫班は、数名（4～5名）により編成する。

2. 防疫・保健衛生用資機材等の確保

防疫のために必要な薬剤や器具（噴霧器、タンク等）を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、必要資機材が確保できる体制を確立する。

3. 防疫に係る教育の実施

保健衛生・防疫活動の方法や内容について、市職員等への研修を行うとともに、学校教育の中においても、児童生徒に対する指導を行っていく。

また、市職員は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第7節 緊急輸送体制の整備

実施担当	危機管理課、都市創造部
計画方針	・市は、災害発生時に消火、救助、救急並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の選定

ア. 県選定の緊急輸送道路

県が選定している本市に係る緊急輸送道路は、次のとおりである。

■第1次緊急輸送道路

	道路区分	路線名称
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道	西名阪自動車道
	一般道路	国道165号 国道165号バイパス (県道御所・香芝線と重複) 国道168号(香芝王寺道路等) 県道御所・香芝線 県道中和幹線

イ. 市の緊急輸送道路の指定

市は、県が選定する緊急輸送道路と市の防災中枢施設や防災拠点、市が選定する災害活動用緊急ヘリポート、市で指定する地域医療機関、災害協力病院及び指定緊急避難場所・指定避難所等を連絡する道路を市の緊急輸送道路として指定する。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の管理者は、多重性・代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路網の整備を図る。

なお、国は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するとしている。

また、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急車両の円滑な通行の確保が図られるよう緊急輸送道路や重要物流道路上等の踏切道の優先開放などについて協議し、災害時の踏切長時間遮断の防止に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

緊急輸送道路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

2. 輸送手段の確保体制

関係機関は、陸上輸送等の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用手段を整備する。さらに、緊急時において確保できる車両等の配備や運用をあらかじめ計画するとともに、不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定に努める。

市は、災害時における公用車の運行を図るため、事前に緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。また、県消防防災ヘリコプター等の受け入れ体制を確立するため、次の事項を定めておく。

- ア. 要請担当窓口
- イ. 派遣要請手続
- ウ. ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- エ. その他必要な事項

3. 交通規制・管理体制の整備

道路管理者は、市における道路施設の破損・決壊等が生じて通行が危険であり、応急復旧を必要とする場合に、道路法による交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

4. 事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等の整備を行う。

- ア. 物流システムのノウハウ、輸送拠点となる施設を有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- イ. 災害時において、物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定締結に努める。
- ウ. 効率のよい物流体制実現のためには、発災直後から物流専門家が現地で調整を行うことが有効であることから、協力体制の確立に努める。
- エ. 協定締結先との定期的な連絡や災害時における実効性を確保するための内容確認等を行うなど、連携強化に努める。

第8節 避難収容体制の整備

実施担当	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、子ども家庭部、都市創造部、教育部
計画方針	・市は、各種災害から市民の安全を確保するため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。 ・想定される災害、新型インフルエンザ等を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。 ・指定避難所等の指定に際しては、あわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受入れることができる施設等を、あらかじめ決定しておくよう努める。

1. 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。

本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

なお、避難収容施設としては、災害対策基本法改正（平成 25 年6月）を踏まえて、以下のよう区分する。

指定緊急避難場所 (法第49条の4)	災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 (法第49条の7)	災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設 なお、災害対策基本法施行規則の改正（令和3年5月）を踏まえ、指定避難所の内、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間避難させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる避難所として指定した施設等を「指定一般避難所」、「指定一般避難所」での避難生活が困難であり、一定の配慮を要する要配慮者等を一時的に滞在させる避難所として指定する施設等を「指定福祉避難所」とする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること、指定避難所等の役割が異なることについて、市民への周知徹底に努める。

2. 避難路の選定

市は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

また、ハザードマップ等により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

ア. 原則として、通学路などの指定緊急避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

イ. 可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

ウ. 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ. 避難路となる道路、橋りょう及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3. 指定緊急避難場所の選定

(1) 指定基準

市長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設または場所を、災害の種類ごとに指定する。

指定の際には、災害の種類ごとにより避難に適した施設または場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

なお、市は、指定緊急避難場所をハザードマップ等により市民への周知に努めているが、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から市民等への周知徹底に努める。

ア. 災害の種類

(ア) 洪水

(イ) 崖崩れ、土石流、地滑り

(ウ) 地震

(エ) 大規模な火事

(オ) 内水氾濫

イ. 指定基準

(ア) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）等に開放されること。

- (イ) 居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置または災害による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (ウ) 災害が発生した場合において、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。
ただし、次の（エ）（オ）に適合する施設については、この限りでない。
なお、（エ）（オ）に適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。
- (エ) 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (オ) 洪水等が発生し、または発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受け入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- (カ) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (キ) 当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

(2) 指定にあたっての注意事項

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとする時は、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

(3) 県への通知

市長は、指定緊急避難場所を指定した時は、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(4) 指定の取消

市長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取り消す。

その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から市民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

また、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難するよう周知に努める。

4. 指定緊急避難場所及び避難路の整備

指定緊急避難場所及び避難路について、市は、自ら若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- ア. 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- イ. 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- ウ. 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- エ. 誘導標識の設置の際は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示
- オ. 商業・業務施設等に一時避難場所としての協力体制を整備（施設面・備蓄面）

5. その他の避難地の選定

市は、避難地及び避難路を選定する。

（1）火災時等の避難地の選定

- ア. 一時避難地（大規模火災及び地震時は、指定緊急避難場所として利用）
火災発生時に、市民が一時的に避難できる場所、イベント開催等で人が密集している状況で災害が起こった際の避難先として、一時避難地として選定する。
- イ. 広域避難地
火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。
現在、市には広域避難地の指定がないため、総合公園や香芝市スポーツ公園の整備にあわせて、広域避難地の指定を行う。

（2）その他の避難地の選定

浸水、土石流、地すべり及び崖崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地を選定する。

<資料編>

資料8-1 一時避難地一覧

（3）避難地の安全性の向上

関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地を、要配慮者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

ア. 一時避難地

- (ア) 避難地標識等による市民への周知
- (イ) 周辺の緑化の促進
- (ウ) 複数の進入口の整備

イ. 広域避難地

- (ア) 避難地標識の設置
- (イ) 非常電源付きの照明設備・放送設備の整備
- (ウ) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (エ) 複数の進入口の整備

6. 指定避難所の選定、整備

家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる指定避難所を選定、整備する。

なお、指定避難所は、非構造部材（床、小梁、間柱等）を含めた耐震性や不燃性のある施設とし、その性能確保に努めるとともに、老朽化の兆候が認められる施設は優先順位をつけて計画的に安全確保対策に努める。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1) 指定避難所の選定

ア. 選定基準

指定避難所は、小学校区を基本に、河川、道路、鉄道等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小・中学校をはじめとする公共施設を選定したうえで、不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。

また、要配慮者や女性に配慮を行い、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。

なお、市長は、次の事項に留意して指定避難所を選定し、平常時から市民への周知徹底に努める。

- (ア) 避難のための立退きを行った居住者等または被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有すること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。特に、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しない。

なお、市は県と連携し、土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。

- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- (オ) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、

または助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

なお、指定避難所のうち、当該(ア)～(エ)の基準を満たす施設を指定一般避難所、(ア)～(オ)の基準を満たす施設を指定福祉避難所という。

イ. 指定に当たっての注意事項

市長は、指定避難所を指定しようとする時は、当該指定避難所の管理者の同意を得る。

ウ. 県への通知

市長は、指定避難所を指定した時は、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

エ. 指定の取消

市長は、当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取り消す。

その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

オ. 市民への周知

市長は、広報紙、ホームページ、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

なお、関屋小学校は、土砂災害の発生時においては、指定一般避難所に通じる連絡路が崩壊した土砂等により閉塞し指定一般避難所の孤立化や車両の通行停止などが想定されること、地域住民等が避難行動中に崩壊した土砂等に巻き込まれるおそれが懸念されるなど、土砂災害のおそれがある時には当該施設に避難することが不適當であることを、平常時から地域住民等へ周知徹底するよう努める。

(2) 福祉避難所の確保及び周知等

高齢者や身体障がい者、医療的ケアを必要とする者をはじめとする要配慮者を避難させるため、事業者等の協力を得て、特に避難行動要支援者を受け入れる社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

その際、医療的ケアを必要とする者への対応として、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要な配慮を行うよう努めるとともに、障がい者に対応した生活支援が行える人材の確保に努める。

また、福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報等を、避難行動要支援者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知するとともに、福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、市民に周知する。

さらに、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整する。

このほか、公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき避難行動要支援者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難行動要支援者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 指定避難所以外の避難収容施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、市所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者と協議を行うなど、指定避難所以外の避難収容施設の確保に努める。

特に、要配慮者については、避難収容施設の確保に留意する。

(4) 指定避難所の運営管理体制の整備

市は、指定避難所の運営管理体制を整備する。

また、避難所運営は避難者による自主運営が基本となることから、平常時より広報や防災訓練等を通じて周知しておく。

- ア. 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- イ. 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ. 災害対策本部との連絡体制
- エ. 自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制
- オ. 自治会、自主防災組織同士での協力体制

(5) 設備の充実による避難施設としての機能強化

市は、指定一般避難所、指定福祉避難所の設備の充実により、避難施設としての機能強化を図る。

なお、非常用電源の燃料の備蓄（3日分程度）及び備蓄場所の浸水・地震対策を図るとともに、定期的な点検整備体制の確立、設備事業者との緊急時における連絡体制の構築に努める。

また、避難者の入浴については、総合福祉センター以外で浴場をもつ施設を選定し、災害時での協力を依頼（協定締結を含む。）する等の対策に努める。

- ア. 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む。）、自家発電機
- イ. 衛星携帯電話等複数の通信手段、Wi-Fi 環境の整備
- ウ. 照明設備
- エ. 食料、飲料水、生活用品
- オ. マスクや手指消毒液、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- カ. 冷暖房器具
- キ. マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ク. 簡易トイレ
- ケ. パーティション
- コ. テント
- サ. 案内用看板

シ.テレビ、ラジオ
ス. ICT環境 等

(6) 要配慮者等を考慮した整備

- ア. おむつ等の介護用品
- イ. 高齢者や食物アレルギーを持つ人、ハラル認証（イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証）に対応した食事
- ウ. 生理用品
- エ. 粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、おむつ等の乳幼児用品

<資料編>

- 資料8-2 指定緊急避難場所一覧
- 資料8-3 指定一般避難所一覧
- 資料8-4 指定福祉避難所一覧

7. 避難所運営マニュアルの更新

災害時における迅速かつ円滑な指定避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」、「避難所運営の手引き」に基づき、避難所運営のためのマニュアルを作成しており、必要に応じて更新を行う。

8. 避難所生活の長期化に対応した環境整備

避難所の運営管理においては、高齢者や障がい者、女性、子供、性的マイノリティなど、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

また、良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と連携し、明確化しておくよう努める。

さらに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

ア. 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。

イ. 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。

ウ. 避難者が指定一般避難所、指定福祉避難所で亡くならないように、二次被害の防止対策を推進する。

- エ. 持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、特に要配慮者の健康管理を行う上での記録様式やチェック項目の整理等、衛生管理体制を整備する。
- オ. 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- カ. 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - (ア) 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - (イ) 女性用物干し場の設置
 - (ウ) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- キ. 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- ク. 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- ケ. 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。
- コ. 家庭動物の飼育スペースの設置、衛生対策等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

9. 避難誘導体制の整備

(1) 市

- ア. 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- イ. 平常時から、健康福祉部を中心に関係機関と連携して、福祉サービスを利用している高齢者、障がい者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ継続的な把握に努める。
- ウ. 国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改定)」を参考にして、避難行動要支援者の登録制度を確立し、避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、市・支援者・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。
- エ. 関係者との情報の共有については、避難行動要支援者の情報提供の同意の有無を尊重しながら共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を推進する。
- オ. 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定める。
- カ. 小中学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しや待機(預かり)に関するルールづくりについて、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の各施設と市、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。
- キ. 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。
- ク. 避難所までの誘導表示や場所の明示において、誘導標識を設置する場合は、日本産業規

格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ケ.子どもが利用する施設に対し、避難方法等についてのマニュアル整備に努めるよう広報する。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

なお、指定一般避難所になる学校等の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設は、避難確保計画の策定が義務づけられており、避難計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市に報告する。

市は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

ア. 学 校

(ア) 避難経路

(イ) 避難誘導及びその指示伝達の方法

(ウ) 収容施設の確保

(エ) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

イ. 病 院

(ア) 他の医療機関または安全な場所へ患者等を集団で避難させるための収容施設の確保及び移送方法

(イ) 治療・保健・衛生・給食等の実施方法

ウ. 社会福祉施設等

(ア) 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所及び避難経路

(イ) 避難誘導及びその指示伝達の方法

(ウ) 収容施設の確保

(エ) 保健・衛生・給食等の実施方法

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

ア. 屋内での待避等の安全確保措置

災害が発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認める時は、市は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

イ. 知事への報告

アの規定により、屋内での待避等の安全確保措置を指示した時は、速やかに市はその旨を知事に報告する。

(4) 指定行政機関の長等による助言

市は、避難のための立退きを指示し、または屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認める時は、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、所掌事務に関し、必要な助言を行うことになっている。

10. 不特定多数が利用する施設

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

11. 応急仮設住宅対策

災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

(1) 建設候補地の事前選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅が建設可能な候補地の選定に努める。

(2) 高齢者・障がい者に配慮した住宅確保体制の整備

高齢者や障がい者の生活に配慮した構造・設備の応急仮設住宅が確保されるよう、県と連絡調整を行う。

12. 指定避難所等の新型インフルエンザ等を含む感染症対策

(1) 避難行動の普及

平常時から感染を防止するための適切な避難行動について、必要に応じて、住民等に周知しておく。

ア. ハザードマップによる避難の要否の確認

イ. 避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備

ウ. 指定避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保

(2) 自宅療養者等の避難確保

平常時から保健所と自宅療養者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難方法、避難先等の体制を整備しておく。

(3) 感染症対策に必要な備蓄等

平常時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。

特に、マスク、消毒液、体温計のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備蓄を推進する。

(4) 指定避難所開設・訓練の実施

避難所運営職員等においては、新型インフルエンザ等を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

13. 車中泊による健康被害の抑制

市は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。

また、車中泊等による避難生活は、過去の災害においてもエコノミークラス症候群（※）等の健康被害が生じており、車中泊にはこのような健康リスクが存在しうること、車中泊をする場合にはこまめな水分補給・適度な運動を行うことで健康リスクが軽減されることを広報する。

（※）エコノミークラス症候群

血行不良により脚の深部にある静脈に血のかたまり（深部静脈血栓）ができ、この血のかたまりの一部が血流にのって肺に流れ込み、肺の血管を閉塞（肺塞栓）してしまう症状。

第9節 二次災害防止体制の整備

実施担当	危機管理課、都市創造部
計画方針	・市及び県は、各種災害後の二次災害の発生を防ぐため、建築・砂防関係団体と協力し、被災した建築物や地盤等の不安定な地域の危険度を判定するための制度を整備する。

1. 応急危険度判定制度等の整備

地震または豪雨等による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止するため、被災した建築物や宅地の危険度判定制度の整備に努める。

(1) 被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成

県及び建築関係団体の主催による危険度判定講習会の受講を普及し、被災建築物・宅地応急危険度判定士の養成に努める。

また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

(2) 実施体制の整備

災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築する。

また、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県へ要請し、派遣された被災建築物・宅地応急危険度判定士の受け入れ体制の整備を図る。

(3) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2. 砂防ボランティア（斜面判定士等）制度の活用

土砂災害から市民を守るために、県と県砂防ボランティア協会が協力して行う斜面判定士制度の活用を推進する。

(1) 実施主体の整備

県及び砂防関係団体との連携によって、斜面判定士制度の活用を図る。

(2) 制度の普及啓発

県及び県砂防ボランティア協会と協力して、斜面判定士制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第10節 緊急物資確保体制の整備

実施担当	危機管理課、健康福祉部、都市創造部、上下水道部、教育部
計画方針	・市は、各種災害による家屋の滅失、損壊等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。 ・市民・事業所は、災害発生直後の水、物資（食糧、生活必需品）の確保を自ら図っておく。

1. 給水体制の整備

関係機関は相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

なお、給水拠点の位置は災害の規模に応じて決定し、決定次第速やかに周知する。

(1) 給水拠点の整備

- ア. 基幹施設の整備
- イ. 緊急遮断弁の整備
- ウ. 県営水道応急給水栓の設置
- エ. 飲料水貯水槽施設の設置
- オ. 浄化型水泳プールの整備

(2) 給水用資機材の整備

- ア. 給水タンク車等の配備
- イ. 給水タンク・仮設給水栓の配備
- ウ. 緊急時用浄水装置の整備
- エ. 給水袋等の備蓄
- オ. 保存水の備蓄

(3) 応急給水体制の強化

- ア. 応急給水マニュアルの整備
- イ. 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び近隣市町村と相互に協力する。

- ウ. 地元団体など職員以外による使用を想定し、給水車や緊急貯水槽の使用方法の啓発を

行う。

2. 生活必需物資確保体制の整備

現物備蓄及び流通備蓄双方の特性を踏まえ、備蓄場所、備蓄手法、備蓄品目、数量等を検討し、計画的に備蓄の充実を図る。

また、防災担当部局及び避難所運営部局は連携して、消耗品の購入・更新・維持管理等を行う。

なお、災害発生時は、物資の配布は要配慮者を優先することの広報を行うとともに、避難所における食物アレルギーを有する者の把握やアセスメント（対応について判断すること）の実施、ハラル認証（イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証）に配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（1）重要物資の備蓄

重要物資として次のような物資の備蓄を行う。

なお、孤立の可能性がある地区については、孤立を想定した備蓄や気象予測に基づいた直前地区搬送手段の確保等に努める。

ア. アルファ化米、乾パン等

イ. 液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、ほ乳ビン

ウ. 毛布

エ. 衛生用品（おむつ（高齢者用を含む。）、生理用品等）

オ. 災害用トイレ（簡易トイレ、仮設トイレ等）

（2）その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間事業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

なお、長期にわたる避難生活を想定して確保する物資は次のとおりである。

ア. 精米、即席麺などの主食

イ. 野菜、漬物、菓子類などの副食

ウ. 液体ミルク（乳アレルギー対応製品を含む。）、ほ乳ビン

エ. 毛布

オ. 被服（肌着等）

カ. 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

キ. 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

ク. 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、食品用ラップ等）

ケ. 衛生用品（おむつ（高齢者用を含む。）、生理用品等）

- コ.医薬品等(常備薬、救急セット)
- サ.高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
- シ.棺桶、遺体袋
- ス.その他必要物資

(3) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、関係機関や民間事業者との協定締結等により物資の確保を図る。

なお、分散備蓄においては、メリット(運搬距離の短縮)とデメリット(管理が困難等)があることに留意する必要がある。

- ア.広域避難地及び指定避難所を併設する一時避難地での備蓄倉庫の確保
- イ.備蓄物資の点検及び更新
- ウ.定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ.供給体制の整備(自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄)
- オ.救援物資集積拠点の選定
- カ.市町村間の応援協定の締結
- キ.事業者との協定締結による備蓄の確保
- ク.大量に届く支援物資の受入れ体制の構築

3. 市民による備蓄の推進

市民は、「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、一人あたり1週間分以上の食料、飲料水、生活必需品(特に、常備薬、携帯トイレ、ウエットティッシュ、歯ミガキシート、モバイルバッテリー、給水袋等)の備蓄、非常持ち出し品の準備など、各人が必要とする当座の物資を確保しておくよう努める。

特に、食物アレルギーやハラール認証(イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証)等の食事に関して配慮が必要な市民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

この分量を確保するために、ローリングストック法(※)等により、ストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で継続して備蓄できるように努める。

(※)ローリングストック法

日常的に使用する食品を多めに買い置きし、賞味期限を考慮して古いものから食べたら買い足していくことで、常に家庭に一定数の食品を備蓄する方法

4. 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておく。

また、備蓄物資の在庫管理については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第11節 廃棄物処理体制の整備

実施担当	市民環境部
計画方針	・市は、災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を確立する。

1. 災害時の相互協力体制

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」に基づき、災害発生時における県の相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう、平常時から必要な整備・維持管理に努める。

また、処理活動に係る動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との協定の締結に努めるとともに、平常時からの連携強化、受援体制の構築等に努める。

2. 廃棄物処理施設の整備等

(1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。

また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、車両等の誘導や監視を行う人員配置の検討、仮置場となる候補場所の管理者や周辺住民との調整を図っておく。

また、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

4. 災害廃棄物等の処理に係る整備

市は、県が、大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月）」を踏まえ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力等について、別に定める災害廃棄物処理計画により整備する。

さらに、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net 環境省）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等に関して、市ホームページ等において公開するなどにより、平常時より周知に努める。

第12節 火葬場等の確保

実施担当	市民環境部
計画方針	・災害時には、遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。また、遺体保存に必要な資器材等の備蓄を検討する。

1. 火葬データベースの整備

火葬の際の受け入れ先となる葬祭業者等を把握し、火葬データベースとして整備する。

2. 応援協力体制の確立

葬祭業者等との連携・協力体制をはじめ、近隣市町村間による火葬受け入れ等の応援体制を整備する。

第13節 応急住宅等供給体制の整備

実施担当	都市創造部
計画方針	・一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。 ・大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。 ・被害状況に応じて、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、市営住宅等の公的住宅を活用し、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する体制の整備に努める。

1. 応急仮設住宅の供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、県や一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

2. 応急仮設住宅の設置数と建設候補地の想定

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討するとともに、建設候補地については、将来的な土地利用の動向や公共施設の再編などを踏まえ適宜見直しを行う。

なお、建設の候補地は次のとおりである。

ア. 高山台グラウンド

イ. 健民運動場

ウ. 高塚地区公園

エ. 観正山近隣公園 等

3. 公営住宅の空き家状況の把握

災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性があるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、金銭的な負担が生活再建の妨げにならないよう家賃負担の軽減等の配慮を行う。

4. 民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）の活用

県は、大規模災害時において一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に対し、応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請することになっている。市は、必要に応じて、迅速に県に要請できるよう体制の整備に努める。また、民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できる体制の整備や災害協定の締結に努める。

第14節 ライフライン確保体制の整備

実施担当	危機管理課、市長公室、上下水道部
計画方針	・市及び関係機関は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時からライフラインの防災体制の整備に努める。

1. 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 上水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。
- イ. 応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、マッピングシステム等の情報管理システムの整備を行う。
- ウ. 必要に応じて、管路等の耐震化を図り、被害発生を抑制する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア. 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ. 平常時から給水車等の保有資機材の点検を行うとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

(4) 協力体制の整備

- ア. 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、応援要請協定先との協力体制の確立に努める。
- イ. 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な上水道施設の情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県及び日本水道協会奈良県支部の相互応援協定先との相互協力体制の確立に努める。
また、災害時に備え、平常時から県営水道との連絡体制の強化に努める。

- ウ. 災害時における医療用の水の確保や配水の手段、容量などを把握しておく。
- エ. 井戸の所在の調査及び井戸の水質調査を実施し、飲用または浴室やトイレでの利用水として可能かどうかの判定を行い、利用可能な井戸の所有者との協議により災害用井戸として登録を行う。

2. 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

(1) 応急復旧体制の強化

下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の整備により、下水道施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、管路の被害予想をとりまとめ、整理しておく。

また、必要に応じて、管路等の耐震化を図るなど、平常時より災害に備えるとともに、災害時の応急対策において活用できるよう、防災訓練の実施等により関係職員に周知徹底する。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア. 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ. 平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。
- ウ. 避難施設におけるマンホールトイレを整備する。

(3) 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災訓練から得られた問題点の整理及びその改善に努める。

(4) 協力体制の整備

災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるとともに、県及び近隣市町村との協力応援体制を整備する。

3. その他のライフライン(電力、ガス、電話等)

災害時における被害の拡大防止、電力、ガスの安定供給、電気通信の確保、並びにこれらのライフラインの迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。

また、地下埋設物について関係事業者との情報共有を図るものとする。

(1) 応急復旧体制の強化

- ア. 市は、ライフライン関連事業者（以下、「各事業者」という。）との連絡体制を確保し、ライフライン施設の被災状況の収集や伝達に努める。
- イ. 各事業者は、所管する施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、円滑な応急復旧活動を行うため、平常時から損傷度が高いと予想される施設の把握に努めるとともに、情報伝達施設の整備等により被災情報の連絡体制を強化する。
- ウ. 各事業者は、重要施設へのライフラインの供給を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- エ. 電力及びガス事業者は、電力やガスによる二次災害を防止するため、緊急時供給停止システムを強化するとともに、被災施設の巡視点検の体制や方法について、あらかじめ定める。
- オ. 各事業者は、所管する施設について応急復旧マニュアル等を整備するとともに、施設管理図面等の整備・分散保管を図る。
- カ. 各事業者は、所管する施設の被災状況や復旧情報等についての的確に広報できるよう、平常時から市との連携体制の整備に努める。

(2) 災害対策用資機材の整備・点検

- ア. 各事業者は、被災したライフライン施設を迅速に応急復旧できるよう、災害対策用資機材等を必要数確保するとともに、調達体制の確保・整備に努める。
- イ. 各事業者は、平常時から保有資機材の点検に努めるとともに、緊急時の輸送体制を確保する。

(3) 防災訓練の実施

- ア. 各事業者は、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに従業者の防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- イ. 情報収集連絡体制や関係機関との協力体制の充実強化を図るため、国の中央防災会議や都道府県、市町村が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(4) 協力体制の整備

- ア. 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関連工事会社や他の地域のライフライン事業者との相互協力体制を整備する。
- イ. 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他の地域のライフライン事業者との相互融通体制を確保する。

4. 市民への広報

災害時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

- ア. 市は、平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止、非常時の下水放流排除の制限等について広報に努める。
- イ. 電力会社及びガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。
- ウ. 電気通信事業者は、災害時の通信幅輦緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害時の電話利用における注意事項について広報する。

5. 災害伝言ダイヤル等の運用

各事業者は、災害発生により著しく通信の輦輦が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を速やかに提供する。

市は、各事業者に対して、テレビ・ラジオ等による広報活動等により、利用方法を市民に周知するように依頼する。

■災害用伝言ダイヤル

録音：171+1+被災者の電話番号+伝言内容（被災地エリアの利用者）

171+3+暗証番号+被災者の電話番号+伝言内容

再生：171+2+被災者の電話番号

171+4+暗証番号+被災者の電話番号

第15節 交通確保体制の整備

実施担当	都市創造部、奈良県広域消防組合
計画方針	・道路及び交通機関の管理者は、各種災害時における安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から交通確保体制の整備に努める。

1. 道路施設

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制を整備する。

また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員の確保等の体制の整備に努める。

また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より関係機関相互の連携強化に努める。

道路利用者等に対しては、道路防災週間等の防災関連行事を通して、災害・事故の危険性を周知するとともに、市ホームページやパンフレット等により、防災・事故に対する知識の普及に努める。

2. 交通機関

交通機関の管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材を整備する。

また、災害発生後直ちに関係施設の被害状況及び安全点検を行うための人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

ア. 防災施設の維持管理計画

イ. 災害警備体制の確立

ウ. 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立

エ. 防災訓練の実施

第16節 防災営農対策の推進

実施担当	市民環境部
計画方針	・市及び関係機関は、各種災害から農畜産物の被害を未然に防止し、または最小限に食いとめるため、技術の普及、指導体制の確立等必要な措置を講じる。

1. 防災営農指導体制の確立

市及び農業協同組合は、各種災害による農産物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

2. 防災営農技術の普及

市は、営農指導に関して広報及び研修会等を実施し、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及を図る。

3. 家畜伝染病の予防と対策

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、国、県（奈良県家畜保健衛生所）の対策マニュアルに基づき、注射・消毒等の指導を行う。

※鳥インフルエンザ、BSE等の発生（国内・県内・市内）時は、県の防疫対策マニュアルに基づき対応する。

第17節 罹災証明書発行体制等の整備

実施担当	危機管理課、総務部、奈良県広域消防組合
計画方針	・市は、災害時における罹災証明書の円滑な発行を行うため、体制づくり等の必要な措置を講じる。

総務部は、市民の生活再建を迅速に実施するために必要となる「被災者台帳」を作成するため、住民基本台帳・家屋台帳システム状況の確認等、罹災証明書発行体制を整備する。

罹災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

なお、罹災証明書の発行に際しては、被災した住家の被害認定調査を行う職員の確保が必要となることから、協定締結先である日本建築家協会との調整方法の検討、被災者支援システム使用スキルの習得等、認定を行うための被害認定調査体制の整備を図るとともに、正確かつ速やかに調査を行うことができるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」や、県や被災経験のある自治体より調査経験のある職員の協力を要請し、被害認定調査を担当する市職員の研修等の実施やマニュアルの整備により、ノウハウを持った人材の育成に努める。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

実施担当	各部各課
計画方針	・市は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施等により、市民の防災意識の高揚に努める。 ・実施に当たっては、要配慮者に配慮するとともに、平常時から地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

1. 防災知識の普及啓発

市民が、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、教育機関のみならず、公民館等の社会教育施設の活用など、多様な主体が関わり合う地域コミュニティの中で防災知識の普及啓発を行い、市民の理解促進を図る。

また、地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イメージーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施にも努める。

さらに、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

(1) 普及啓発の内容

ア. 災害の知識

- (ア) 活断層や南海トラフによる巨大地震など各種災害の態様や危険性
- (イ) 各関係機関の防災体制及びこれらの機関が講じる措置
- (ウ) 地域の危険場所
- (エ) 小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に関する知識

イ. 災害への備え

- (ア) 1週間分の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄
- (イ) 非常持ち出し品、消火機器の準備
- (ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

- (エ) 家屋・施設の耐震診断及び改修
- (オ) 指定緊急避難場所・指定避難所、避難ルート、家族との連絡方法等の確認
- (カ) 自主防災組織活動、防災訓練等の防災活動への参加
- (キ) 各地域におけるハザード区域等に関する情報の確認
- (ク) 被災に備えた保険・共済等への加入
- (ケ) 家族人数に合わせた携帯トイレ数の確保、簡易トイレの組立方法

ウ. 災害時の行動

- (ア) 様々な条件下（屋内外、運転中等）における身の安全確保の方法、避難前のガス元栓締めや分電盤（ブレーカー）の対処
- (イ) 災害関連情報の発出に関する注意事項、情報入手の方法
- (ウ) 自家用車の使用自粛等の注意事項
- (エ) 要配慮者への支援
- (オ) 地震が発生した場合における近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火、救出救護活動
- (カ) 心肺蘇生法、応急手当の方法
- (キ) 避難生活に関する知識
- (ク) 避難所以外への避難（垂直避難、親戚宅への避難等）の検討
- (ケ) 家族との連絡手段の確保
- (コ) 愛がん動物の避難同行時の留意事項及び避難所での扱い
- (サ) 自助・共助に関する基本的な心がけ
- (シ) 国や県等による支援制度と留意事項

(2) 普及啓発の方法

ア. パンフレット等による啓発

- (ア) 防災パンフレット（ハザードマップ等）、DVD等の作成・活用
- (イ) 市広報紙及びテレビ、ラジオ、インターネット等を利用した普及啓発
- (ウ) 外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解できるよう、外国語、点字版の作成やDVDへの字幕・手話通訳の挿入等

イ. 活動等を通じた啓発

- (ア) 防災週間（9月1日を含む1週間）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催
- (イ) 市民による防災訓練実施の支援
- (ウ) 職員による出前講座の実施
- (エ) 地域社会活動等の促進・活用による普及啓発及び共助意識の醸成
- (オ) 防災器具・災害写真等の展示や貸出

2. 防災訓練・防災教育

市及び関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自主防災組織及びその他関係団体の協力を得て、継続的に各種災害に関する訓練を実施する。

また、防災訓練の実施に当たっては、要配慮者や老若男女など多くの市民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体の幅広い参加を募り、連携を図るとともに、訓練のシナリオに想定（中央構造線断層帯や南海トラフ）地震の発生、緊急地震速報、緊急速報メールを取り入れるなど、災害発生時の対応行動の習熟を図る。

(1) 総合訓練

本計画で定める被害想定を基本として関係機関との合同により、下記の各種訓練を統合して行う。

なお、総合訓練では、地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、市民の防災意識向上の取組に努める。

(2) 個別訓練

ア. 組織動員訓練

休日、夜間等、勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

イ. 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

また、無線機等を用いた連絡の送受信訓練を実施する。

ウ. 消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

エ. 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

また、市職員が必要に応じて医療等に関する分野で活動できるよう、救急蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、心のケア等災害時の医療的措置等の検討及び訓練を実施する。

オ. 避難訓練

避難情報の発出（緊急速報メール、LINE による発信等を含む。）、避難誘導等、市民等を安全に避難させるための訓練と合わせて、自主防災組織等と連携して指定避難所の開

設・運営訓練を実施する。

また、要配慮者の積極的参加をもって、孤立者、負傷者、高齢者及び障がい者等の避難誘導や介助方法、集団避難等の実践的な訓練等についても重点的に実施する。

カ. 施設復旧訓練

災害により土木施設、上下水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

キ. 水防訓練

水防管理団体である香芝市は、水防活動を円滑に遂行するため、水位・雨量観測、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

ク. 収集及び伝達訓練

災害の発生の状況、避難情報の発出状況、自主避難による各指定緊急避難場所・指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に情報収集し、防災関係機関に伝達する訓練を実施する。

ケ. 災害図上訓練

大きな災害が発生する想定の中かで、危険が予測される地域や事態を図上で考察し、応急対応や事前対策を検討する訓練を実施する。

コ. その他訓練等

ア～ケのほか、市全体または各所管課（管理施設）において、次のような訓練等を実施する。

（ア）各種資機材の使用訓練（発電機、テント、マンホールトイレ等）

（イ）施設の非常用電源等の運用訓練

（ウ）市民と共同でのHUG（避難所運営ゲーム）研修

（エ）災害時における財産・個人情報の管理に係る訓練

（オ）マニュアルを用いた訓練

（カ）ボランティアセンターの運営訓練

（3）市民防災訓練

市は、市民の防災に関する意識と防災行政力の向上に資するため、自主防災組織等の市民を主体とする地区別ごとの訓練に対し、関係者の派遣等の援助を実施するとともに、関係機関などの訓練にも市民が積極的に参加するよう要請する。

（4）学校における防災教育

市は、子供たちの防災意識の高揚を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、それぞれの発達段階や経験に応じた防災教育を実施するほか、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。

障がいのある児童生徒については、校種ごとの目標の他に、障がいの状態、発達の段階、

特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

なお、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について留意する。

- ア. 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ. 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ. 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ. 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- オ. 指定緊急避難場所・指定一般避難所、指定福祉避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- カ. 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- キ. 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- ク. 災害時における心のケア
- ケ. その他、津波や火山活動など、本市の市域では発生が想定されない災害についての理解と安全な行動の仕方

教職員に対しては、防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図る。

さらに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

(5) 市職員に対する防災教育

市は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

防災教育の主な内容は、次のとおり。

- ア. 既往地震（活断層及び南海トラフ）及びその被害の歴史に関する知識
- イ. 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- ウ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- エ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次の点に留意したもの
 - (ア) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (イ) 膨大な数の避難者の発生
 - (ウ) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響

(エ)被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足

(オ)電力・燃料等のエネルギー不足

(カ)帰宅困難者や多数の孤立集落の発生

(キ)復旧・復興の長期化

オ.各地震に関する一般的な知識

カ.各地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

キ.各地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

ク.各地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

ケ.各地震対策として取り組む必要のある課題

また、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修、及び市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

(6) 防災上重要な施設の管理者等の教育

市は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

(7) 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、また、伝承の重要性について啓発を行うため、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

3. 災害時における互助精神の醸成

大規模な災害が発生した際、特に直後の数日間は公助が行き届きにくい状況となることから、市民はお互いを支え合い、助け合いながら生活を行うことが必要となる。

このため、災害時には人命を優先すること、要配慮者を優先すること、全てのニーズに対応できないこと等について、平常時より市民に広報し、意識の高揚を図るよう努める。

第2節 自主防災体制等の整備

実施担当	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、都市創造部、奈良県広域消防組合、消防団
計画方針	・市、市民、事業所は、地域の市民、事業所による自主的な防災活動が被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえて、地域における自主防災体制の整備に努める。 ・自主防災組織の編成にあたっては、女性の参画や昼夜間の活動に支障がないような組織編製の促進に努める。

1. 自主防災組織の育成

平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、さらに専門家による指導や消防団との連携を促進し、自主防災組織の育成・強化に努める。

(1) 実施責任者

市長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための地域住民活動の推進に努める。

市民は、災害に備えるための手段を講じると共に、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

(2) 自主防災組織の結成促進

市は、地域住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。その際、女性、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。

市民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、自主的な防災組織づくりに主体的に参加するよう努める。

(3) 活動内容

ア. 平常時の活動

- (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌等の冊子発行、講習会の開催等）
- (イ) 災害発生時の未然防止（消火器等の防災用品の啓発、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断、植木や看板等による道路閉塞可能性の点検等）
- (ウ) 災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・指定緊急避難場所・指定避

難所の把握、消防資機材や備蓄品の管理、地域内における危険箇所の点検等)

(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し(確保しやすい材料での料理メニューの考案を含む。)訓練等)

イ. 災害時の活動

(ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、要配慮者の避難支援等)

(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)

(ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火等)

(エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の市民への周知等)

(オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)

(4) 育成方法

地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

ア. 自主防災組織の必要性の啓発

イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)

ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)

エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

オ. 消防資機材の配付または整備助成、倉庫の整備助成及び支援

カ. 防災訓練の実施

(5) 自主防災組織間の連携

各地域における自主防災組織の強化・育成とともに、平常時からの自主防災組織間の情報交換、合同訓練などを通じて、組織間の連携強化及び地域間の防災活動にみられる格差の解消に努める。

2. 事業所による自衛消防組織の整備

事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自衛消防組織を整備するよう啓発する。

(1) 啓発の内容

ア. 平常時の活動

(ア) 防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用等)

(イ) 災害発生時の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等)

(ウ) 災害発生への備え(飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等)

(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等)

イ. 災害時の活動

(ア) 避難誘導(安否確認、避難誘導、要配慮者援助等)

(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等)

(ウ) 初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等)

(エ) 情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等)

(オ) 地域活動への貢献(地域活動・関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等)

(2) 啓発の方法

香芝市商工会等の経済団体と連携して、事業所による自衛消防組織の整備について指導・助言する。

ア. 市広報紙等を活用した啓発

イ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

ウ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

3. 救助活動の支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から関係機関等の必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練を実施する。

第3節 消防団員による地域防災体制の充実強化

実施担当	危機管理課、市民環境部、消防団
計画方針	・消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。 ・市は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

1. 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

2. 他の組織との連携

(1) 奈良県広域消防組合との連携

地域の防災力の柱となる奈良県広域消防組合との連携をさらに強化する。

ア. 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ. 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

(2) 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

ア. 定期的な合同訓練等による連携強化

イ. 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

ア. 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

イ. 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた市民のニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3. 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性及び若年層等の入団促進等

消防団の組織の活性化のため、女性及び若年層の入団促進と、団員数の確保に努める。

第4節 支援・受援体制の整備

実施担当	危機管理課、市長公室、健康福祉部、都市創造部
計画方針	・東日本大震災における対応の経験を踏まえて、市外被災地への人的支援、市外からの避難者の受入れを実施する場合に、市としての対応、県や関係団体との連携した支援体制の整備に努める。 ・他の市町村や防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられることができるよう受援体制を整備する。

1. 支援体制の整備

- ア. 保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- イ. 個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- ウ. 被災者を長期間受け入れる場合を想定し、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。
- エ. 災害時における応援協定、全国市長会等からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する体制を整備する。

2. 受援体制の整備

- ア. 災害時応援協定を締結した市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- イ. 災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、指定避難所の運営等）と調整事項（要請内容、必要人員、宿泊先の設定、飲食料の確保、先方の受入条件、受入環境の整備等）を整理しておく。
- ウ. 迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。なお、自衛隊や緊急消防援助隊など外部からの応援組織の駐屯地については、健民運動場、北部地域体育館を想定する。
- エ. 防災関係機関や企業・事業所等からの人材・資機材の提供等に関する事前調整を行うておく。

第5節 要配慮者の安全確保対策

実施担当	危機管理課、市民環境部、健康福祉部、子ども家庭部
計画方針	・災害時における自力避難が困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下、「要配慮者」という。）の安全を確保するため、在宅の要配慮者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策等を推進する。

「要配慮者」とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市に居住する「要配慮者」のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援や安否確認、生命・身体の保護等に必要な措置を行うための基礎資料となる避難行動要支援者名簿を作成し、保管する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

名簿の作成・更新は健康福祉部が行い、外部への提供は健康福祉部と危機管理課が協働で行う。

名簿の作成や活用に当たっては、(2)以下の事項に留意して行う。

(2) 避難支援等関係者となる者

市関係部署、奈良県広域消防組合香芝消防署、香芝警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。

- ア. 要介護認定者（要介護3以上）
- イ. 身体障がい者手帳1・2級所持者
- ウ. 療育手帳A判定所持者
- エ. 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者
- オ. その他市長が必要と認める者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

なお、名簿の個人情報は、健康福祉部等の市関係部署が保有する情報により確認する。

- ア. 氏名、性別、生年月日
- イ. 住所（または居所）
- ウ. 電話番号その他の連絡先
- エ. 避難支援等を必要とする理由
- オ. 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5) 名簿の更新に関する事項

- ア. 1年に1回更新
- イ. 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
- ウ. 名簿登録者が死亡、市外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講じ、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

市の「避難情報判断・伝達マニュアル」に基づき、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

(9) 個別避難計画の作成

危機管理課や健康福祉部などは、関係部局との連携の下、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

さらに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとし、その際は、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

2. 要配慮者情報の共有

要配慮者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿や要配慮者の登録情報等を活用して、要配慮者に関する情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

また、本人の同意を得た上で、消防機関や県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援に携わる関係者に対して、あらかじめ個別避難計画の提供を行う。

なお、情報の取り扱いには十分に留意し、情報漏えい防止等の必要な措置を講じるものとし、避難支援等関係者等に情報管理を徹底することを周知する。

3. 地域における支援体制のネットワークづくり

市は、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

なお、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等は、平常時より要配慮者への声かけや見守りを行い、災害時の円滑な安否確認及び避難誘導等につなげるよう努める。

4. 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の活用

県と奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、令和元年7月に奈良県災害福祉支援ネットワークが設置され、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、令和元年11月に発足した、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図ることとなった。

これにより、市は、必要に応じて、派遣要請を行うことにより、避難所等にチームの派遣を受けることができる。

5. 指定避難所対策

（1）指定一般避難所の整備

ア. 指定一般避難所となる施設においては、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ. 指定一般避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から社会福祉協議会等との連携に努める。

（2）指定福祉避難所の整備

県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の選定及び指定福祉避難所として指定するように努める。

指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとし、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が指定福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、指定福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

（3）転送体制の整備

指定一般避難所から指定福祉避難所への移動や、指定福祉避難所から仮設住宅への移動（優先的な入所）の際の基準について検討しておく。また、以下の事項に留意する。

- ア.入所可能な社会福祉施設を把握する。
- イ.災害発生時の受け入れについて、施設に協力を依頼する。

6. 外国人等への対策

言葉が不自由または地理に不案内な外国人や旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域社会との連携に努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成・配布に努め、表記はやさしい日本語や絵の活用、多言語となるよう配慮する。

また、観光客等に対して、市ホームページやSNS等を活用して、市内の指定避難所へ誘導する。

(2) 案内標識の検討

避難地・避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の案内標識の設置にあたっては、ピクトグラム(絵文字)の活用や日本語表記にあわせて、外国語でも表記することとし、表記する言語について検討する。

また、観光地に、その近くの指定緊急避難場所・指定避難所を掲示するように協力を要請する。

(3) 地域社会との連携

ア.地域での支援体制づくりに努める。

イ.指定避難所等に、通訳を行う一般ボランティアが派遣できるよう、平常時から社会福祉協議会との連携に努める。

ウ.観光施設の責任者は、従業員に対して避難誘導やパニック防止等の指導・訓練を実施するよう努める。

エ.防災訓練の際には、外国人の積極的な参加を呼びかける。

7. 要配慮者等向け備蓄物資の準備

要配慮者等に向けた備蓄物資を確保する際は、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する。

特に、外国人等には宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、ハラル認証(イスラム教が規定する要件を満たした食品であることを証明する認証)を受けた食料品など、備蓄する食料品に配慮する。

また、現物備蓄できないものについては、民間企業等との協定締結により、調達体制の整備を図るとともに、おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など、要配慮者をはじめとする全ての避難者に必要な生活用品等についても確保できるよう努める。

なお、アレルギー対応食やハラル認証を受けた食品、常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するよう、平常時より広報する。

さらに、大災害時における輸送ルートの遮断等を鑑み、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意する。

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

実施担当	危機管理課、市民環境部、都市創造部
計画方針	・大規模な水害や地震等により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、通勤者・通学者や国内外からの観光客等の帰宅困難者の発生が予想されることから、市は、激甚災害の指定を受けた風水害や東日本大震災等の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

1. 普及啓発

災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、地震等の災害発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があり、平常時から携帯ラジオ・地図等の備えや帰宅経路の想定、家族との安否確認の方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板 Web171、メール、SNS等の利用）、災害時帰宅支援ステーション（※）等についての意識啓発を図る。

また、台風等の襲来に備えて交通事業者が行う「計画運休」について、利用者の安全確保のために計画運休が行われることや、計画運休が行われる際には、状況によっては交通事業者間の振替輸送が行われない場合もあること等について、市は県や他市町村とともに交通事業者等と連携し、社会的理解の醸成に努める。

さらに、市民も旅行先等での被災により帰宅困難者となりうることを鑑み、その際の対応等について啓発に努めるものとする。

（※）災害時帰宅支援ステーション

災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報などの情報」の提供が行われる店舗

2. 情報提供の体制づくり

指定避難所、交通機関の運行や復旧状況等の情報を迅速に提供できるよう、市ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用、駅、交番、主要公共施設等における張り紙、放送等の多様な情報伝達手段により、情報提供体制を整備する。

3. 事業所等における対策

事業所等における災害時の施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄、施設の安全確認、防災訓練等にかかる計画策定、通勤・退勤時における被災

時の行動確認等の推進を啓発する。

また、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者については、トイレ利用や情報提供も含めて、協力を求める。

4. 徒歩帰宅者への支援

県は、関西広域連合と連携し、コンビニエンスストアや外食事業者等をはじめとした企業や団体と協定を締結して、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めており、協定締結事業者は、それぞれの店舗において、平常時から「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」やポスター、デジタルサイネージ等の掲示により、取組の周知を図ることとしている。

市は、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI(ナビ)」の活用について周知を図る。

第7節 ボランティア活動支援環境の整備

実施担当	各部各課
計画方針	・大規模な災害の発生時には、国内・海外から多くの支援申入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定等の幅広い分野での協力を得ることができる。 ・市及び関係機関は、県ボランティア・NPO活動情報提供システム等を活用しながら、活動分野の把握や受け入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努める。 ・市災害ボランティアセンターにおいては、ICT化による業務効率化を図るなど、運営方法の見直しに努める。

1. 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。

災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市（災害対策本部）の連携・支援が必要となることから、市との関係を明確にする必要がある。

ア. 市は、ボランティアの自主性を尊重する。

イ. ボランティアの受け入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関（以下、「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重する。

ウ. 市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して支援と協力を行う。なお、事前に市災害ボランティアセンターの運営に係る費用の負担方法等について調整を行う。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市社会福祉協議会との役割分担や設置予定場所の明確化等について、市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定等を通じて明確化しておく。

2. ボランティアの受け入れ体制の整備

市は、市社会福祉協議会と連携して市災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受け入れ態勢を整備する。

ア. 災害ボランティアの受け入れ、活動調整に関すること

イ. 被災者支援に関すること

ウ.その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

3. 平常時の連携

市は、市社会福祉協議会が実施する市災害ボランティアセンター設置、運営訓練に協力し、平常時から市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携を図る。

このほか、ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。

4. ボランティア活動への支援

災害時に迅速にボランティア活動が機能するように、災害ボランティアセンターの設置場所、資機材、電源、電話等、活動しやすい環境づくりに努める。

市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、あっせん若しくは提供できるように努めるとともに、活動拠点となる場所に必要となる備品や電源、電話等を確保するなど環境整備に努める。

また、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に伴う事故等に備えたボランティア活動保険への加入支援を行う。

5. ボランティアへの対応

災害時におけるボランティアについては、一般のボランティアのほか、災害応急対策を実施するうえで重要となる専門的技能を有するボランティアが求められ、次のような分野が想定される。

このため、ボランティア活動の円滑・的確な実施を図るためのマニュアル等を作成し、災害時に活用できるよう努める。

ア.医療、助産分野

イ.心身障がい者、老人福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）

ウ.建築分野（被災建築物応急危険度判定士）

エ.語学分野

オ.輸送分野

カ.情報通信分野

キ.その他専門的な技能を有する分野

6. 災害ボランティアセンターのICT化

市災害ボランティアセンターのICT化をすすめる業務の効率化を図る。

ア.ホームページ、SNSによる情報発信

イ.QRコードの活用によるボランティア登録

ウ.クラウドシステム、地図アプリの活用によるニーズ管理

エ.オンライン会議システムの活用による情報共有

第8節 文教対策の推進

実施担当	子ども家庭部、教育部
計画方針	・児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を作成し、その推進を図る。

1. 児童生徒等の安全確保対策

ア. 東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、震度5弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後の保護者への引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、または時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

学校等が被害を受けている場合は、あらかじめ学校等が定めた近隣にある指定緊急避難場所等で待機することを基本とする。

イ. 大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

ウ. 非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実にできるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校のメールやホームページ等）を整備するよう努める。

エ. 児童生徒等を学校や幼稚園等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

オ. 保護者を失う等の要保護児童生徒等については、早期把握に努めるとともに、保護先として可能な施設の検討及び協議を行っておく。

カ. 学校や幼稚園等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

2. 登下校・登退園の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア. 通学路について、香芝警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

- イ. 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。
- ウ. 幼児の登退園時は、原則として個人またはグループごとに保護者が付き添うようにする。

(2) 登下校等の安全指導

- ア. 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。
- イ. 通学路や通園路の危険個所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。
- ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

3. 避難に関する対策

- ア. 在校時間中に災害が発生した場合の学校と避難所の両立についての検討を行い、避難者との混在による困難を抑制する。
- イ. 児童生徒等や教職員の学校等での待機時に必要となる飲食料や資機材等の備蓄を行う。
- ウ. 学校等から避難所に子どもを避難させる際の資材を確保する。（一時待避のためのテント、毛布、ミルクやオムツの備蓄等）

第9節 企業防災の促進

実施担当	危機管理課、市民環境部
------	-------------

計画方針	・企業及び事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）又は事業継続力強化計画を策定する。 ・市は、事業所等の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。
------	---

1. 事業所等の役割

(1) 災害時に果たす役割

災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施等、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする事業者等（飲食品、衣料品、医薬品、運送、建設等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策に協力するように努める。

また、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するなど、平常時より防災対策の実施に努める。

(2) 平常時の対策

勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め対策及び階段移動が困難な者の移動手段等）の防止対策等を講じておく。

また、従業員の安全等を確保するため、避難経路の確保・周知、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努める。

さらに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう

努めるとともに、燃料・電力など重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に努める。

2. 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行い、事業所等の防災力向上を促進する。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定支援に努める。

第10節 地区防災計画

実施担当	危機管理課、住民等
------	-----------

計画方針	・市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、自発的に行う防災活動に関する計画（以下、「地区防災計画」という。）の策定に努める。 ・市は、地区防災計画の策定について、必要な支援を行う。
------	--

1. 地区防災計画の定義

地区防災計画は、災害対策基本法第42条の2に基づき、地区居住者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画をいう。

そのため、地区防災計画は、地区居住者等において、自発的かつ主体的に作成・提案することが基本であり、重要である。

なお、市は、地区防災計画の素案の作成等を支援するように努める。

2. 地区防災計画の地域防災計画への規定

地区居住者等は、災害対策基本法第42条の2に基づき、共同して地区防災計画（案）を本計画に定めることについて、市防災会議に提案することができる。

提案を受けた市防災会議は、計画（案）を踏まえて、本計画に定める必要があるかどうかを判断する。必要があると判断した場合は、地区防災計画を作成した組織名、計画名及びその計画の概要を本計画に定める。

3. 個別避難計画との整合

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。